

【令和8年4月1日以降に被災され災害救助法適用地域に居住の受験生対象】 入学者選抜に関する特別措置について（京都女子大学）

京都女子大学では、令和9年度入学者選抜を実施するにあたり、この度の災害により災害救助法が適用された地域の受験生の受験機会を保障するために、特別措置を講じることといたします。被災により特別措置を希望される場合は、以下のとおり所定の手続きをお取りいただきますようご案内いたします。

1. 対象者

令和8年4月1日以降に発出された災害救助法適用地域に居住し被災された世帯のうち、本学受験生（学部、大学院）で、以下に該当する方を対象とします。

- (1) 災害により家計支持者であるご父母のいずれかが亡くなられた方。
- (2) 家計支持者がご父母以外の場合、災害により家計支持者が亡くなられた方。
- (3) 災害により家計支持者であるご父母のいずれかが負傷され、入院し、長期加療が必要な方。
- (4) 家計支持者がご父母以外の場合、災害により家計支持者が負傷され、入院し、長期加療が必要な方。
- (5) 災害により家計支持者の居住する家屋が罹災証明書等により半壊以上の損害を受けたと認められる方。
- (6) その他災害により前各号と同等の被害を受けたと認められる方。

【災害救助法適用地域・適用日】内閣府ウェブサイトをご参照ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2. 特別措置の内容

被災時以降実施の令和9年度入学試験に係る受験生に対して、入学検定料を全額免除します。

3. 申請書類

	申請書類	対象者
(1)	被災受験生特別措置申請書 添付の指定書式に必要事項を記入してください。	全員必須
(2)	罹災証明書（写しでも可）	全員必須
(3)	家計支持者との関係を証明する書類 （住民票の写し等）	全員必須
(4)	診断書又は死亡診断書（写しでも可）	家計支持者が長期の入院もしくは加療を要する方、又は死亡した方

4. 申請方法

該当する方（該当すると思われる方）には、申請書類一式についてご案内いたしますので、
本学入試広報課までご連絡ください。

(1) 申請期限

原則として、各入学試験の出願期間開始日までに、必要書類を提出してください。

※上記申請期限以降でも被災者特別措置申請の受付を行います。

また、すでに入学検定料等を納められた場合でも返還に応じます。

ただし、各入学試験の出願期間の延長は行いません。

※詳しくは事前に入試広報課にお問い合わせください。

(2) 連絡先

〒605-8501 京都市東山区今熊野北日吉町 35

京都女子大学 入試広報課（TEL：075-531-7054）

5. 各種奨学金制度について

京都女子大学の各種奨学金制度については、本学ホームページをご参照ください。

<https://www.kyoto-wu.ac.jp/student/gs/shogakukin/index.html>

【問い合わせ先】

京都女子大学 入試広報課

TEL：075-531-7054（土日祝除く 9：00～17：00）

Mail：nyuushi@kyoto-wu.ac.jp

【入試案内】

<https://www.kyoto-wu.ac.jp/nyushi/>